

大阪大学箕面地区教職員組合

2016 年度 総会議案書

日時：2016年9月1日（木）18時～

場所：箕面キャンパス記念会館会議室

目 次

ごあいさつ

2015年度のふりかえりと2016年度への申送り

1. 大学との交渉・協議
2. 各種の取り組み
3. レクレーション：仲間と交流する
4. 組織拡大：仲間を増やす

第1号議案 来年度の活動方針

第2号議案 今年度の決算報告と来年度の予算案

資料

文責：大阪大学箕面地区教職員組合執行委員会

ご あ い さ つ

今岡良子（委員長）、松本健二（書記長）、酒井裕美（副委員長）、
今泉秀人（会計）、原真由子（執行委員）

選挙管理委員：青野繁治、齋藤康則

会計監査：岡本真理、井上直子

今年度も執行部が非力で団体交渉を一度も行なえませんでした。

課題は相変わらず山積したままですが、今年度はそれに加えて、箕面キャンパス移転という、箕面地区の労働環境を一変させる大問題が浮上してきました。統合からはや8年以上が経過し、やや落ち着いたかと思った矢先に、外国語学部を中心とする箕面地区の様々な労働環境がまた激変する事態が迫っています。

組合としての活動の拡充に加え、キャンパス移転の問題を今後とも注視し続け、教職員の皆さんと情報共有に務めたいと考えています。（執行部一同）

(補足資料)

★2年前の状況を振り返る…

2014 年度から 2015 年度執行部への団体交渉の申し送り (2015 年度総会議案書より)

団体交渉の項目
①大阪大学は、団体交渉に学長が出席すること。
②大阪大学は、2016 年 (平成 28 年度) 以降も「当分の間」を維持し、退職金減額をしないこと。旧外大教員に保証された 65 才定年時の退職金を満額支払うこと。
③大阪大学は、退職金減額措置を即刻やめること。
④大阪大学は、外国人特任教員の帰国旅費を支払うこと。
⑤大阪大学は、就業規則上の労働者ではない非常勤講師に対する改正労働契約法適用を停止すること。非常勤職員が安心して教育に集中できるようにすること。半年のクーリングを入れることで、脱法行為を私達にさせないこと。
⑥大阪大学は、改正労働契約法の主旨を正しく理解し、非常勤職員を 5 年で雇止めすることをやめること。
⑦大阪大学は、週 40 時間働くのが困難な非常勤職員の存在を認め、特例職員の採用制度について不備を改めること。
⑧大阪大学は、非常勤職員の交通費を賃金とは別に支払うこと。
⑨大阪大学は、駐車場を無料化すること。 ・毎年収支とその内訳について提出させる必要があります。
⑩大阪大学は、55 才で昇給停止をやめること。64 才、65 才時の賃金を第二期中期計画後も引き下げてはならない。
⑪大阪大学は、小野原の外国人教員宿舎の備品について最大限の配慮すること。 ・外国人の先生に今年度の修繕の結果を聞いた上で、新たな要求を整理する必要があります。
⑫大阪大学は、箕面キャンパスで授業を行う全教員に対して箕面キャンパスに関する全情報を伝達すること。 ・組合としても、言文研究科と日日センター以外に所属している教職員が抱える問題を明らかにする必要があります。
⑬大阪大学は産前休暇について見直しを行なうこと。

⑭大阪大学は、箕面キャンパスの学生や教職員が保健センターで健康診断や予防注射などの医療サービスを受けられるようにすること。

⑮大阪大学は、授業時間を考慮して、連絡バスを増便すること。

⑯大阪大学は箕面地区においても豊中地区および吹田地区と同様に放射線量の測定をすること。

⑰大阪大学は、教授会自治を尊重すること。

⑱大阪大学は、学問の自由を尊重すること。

特に、2)退職金問題は、今年 2016 年度から不利益変更が始まります。退職金減額問題とあわせて考えなければなりません。2013 年度の議案書を改めて振り返りましょう。
(↓2013 年度の議案書より)

職員の場合、

一般(一)係長級、平均勤続期間35年、4級66号俸の方、今年度退職される方で約127万円、2013年10月以降に退職される方で約254万円、2014年7月以降に退職される方で約360万円の削減。

教員の場合、

教育(一)教授、平均勤続期間31年、5級67号俸の方、今年度退職される方で約173万円、2013年10月以降に退職される方で約346万円、2014年7月以降に退職される方で約490万円

これに、外大からの継承教員は、2016年度に不利益変更の「当分の間」という猶予が解除されるので、**490万円プラス200万円以上**、減額のWパンチです。

これらはモデルケースですので、一人ずつ、違ってきます。吹田の人事に問い合わせれば、計算して、教えてください。**問い合わせしてみましよう。**

総務企画部人事課給与第二係(内線7030, 3035)

(箕面地区からは外線06-6879-7030)

E-mail : soumu-jinji-kyu2@office.osaka-u.ac.jp

これら未解決の課題の上に、学校教育法と国立大学法人法が改定され、すでに教授会自治が制限され、また 2015 年 6 月には国立大の文系学部改組を求める文科相声明が出される等、大学自治はすでに重大な危機に瀕しています。2014 年 4 月の特定秘密保護

法施行に続き、2015年7月には安全保障をめぐる法改正案が衆議院を通過、戦争に協力する体制作りは着々と進んでいます。大学人は、学問の自由、言論・表現の自由を守り抜くことができるでしょうか。交付金削減という兵糧攻めも続きます。

これから、組合は、雇用と労働条件を守るだけにとどまらず、大学の民主的な運営や学問の自由を守る核となり、議論の場を作る任務をますます担うことになるでしょう。そのためにも、これまで同様、専門委員制度を使って、テーマ毎に、臨機応変に情報を整理する委員と緊密な関係を築き、阪大組合や全大教との連携を深めて多角的な情報収集をする必要があります。また、顧問弁護士を定期的に訪問して活用し、総会後に議論して、体制固めをしなければならないでしょう。

↑以上が2014年7月時点の確認事項でした。

2015年度のふりかえりと2016年度への申送り

1. 大学との交渉・協議

今年度もまた団体交渉の機会はゼロで、上記（2年度前の）申し送り事項についての進展はありません。どこで交渉が止まっているかを明らかにすべく、以下に2014年度議案書の記載事項を添付しておきます。なお、過半数代表者の選出、就業規則改定に伴う代表者による意見書作成は、今年度も例年通り行ないましたので、その報告は下記添付のさらに後に記します。

（2014年度議案書より）

○ 1○ 山の家と職員宿舎（箕面会館）施設廃止

大学の説明は、全学ハウジング委員会の委員長で、人事労務担当の尾山理事が来なかった。ハウジング課職員が説明した。また、資料根拠が不十分であった。（山の家は利用者が増えていたし、職員会館の経費が阪大の財政を圧迫するとは思えない金額であった。）阪大は、「大学が必要性を考えて廃止」と述べた。耐震工事の費用を出したくないので廃止したというのが本音でしょう。今は、猫の巣になりつつあります。

*記念会館と小野原の宿舎も同じ理由で廃止になる可能性があります。

○ 2○ 退職金、勸奨退職、年俸制、55才以上昇級停止、非常勤職員の給与などの就業規則の「改正」

大学は、労働条件の根幹である退職金や賃金の変更について、学長や理事ではなく、課長補佐を筆頭に説明した。

*大学とは過半数代表者の協議ではなく、組合の団交を要求して、学長と理事の出席を求め続ける必要があります。それでも改善されなければ、労働委員会に救済を申し入れる。前回の救済時にすでに労働委員会は箕面組合への差別と受け止めているので、救済されることになります。

年俸制は、「教員の給与制度の選択肢を増やす」という説明だった。個人が求め、外部資金のある理系部局が検討し、大学に申請するということになる。いかにも箕面キャンパスの教員には関係のないような説明で終わった。

*文科省がすでに年俸制教員20%という数字を明らかにしている。文科省が大学に、大学が部局にノルマ達成のプレッシャーをかけると、部局から自発的に申し出た形が作られる。注意が必要である。

55才以上昇級停止は、国家公務員にあわせて労働条件を改悪したものです。一年で16,800円の減額になる人もいます。

非常勤職員の給与規程変更は、大阪府の最低賃金（819円）変更に伴うものですが、大阪大学は、まず、通勤手当を

賃金とは別途払う必要があります。(大阪労働局のホームページ参照)

○ 3〇 法人化前から雇用されている非常勤職員の雇用期限問題について

この対象となる非常勤職員は、大学の考える指令命令系統の事業場概念では、箕面地区には不在ということになる。しかし、現実には、箕面キャンパスには数名働いている。組合が聞き取り調査を行ったところ、大阪外大の時代に、これはあなたにはあてはまらない、と説明があったという。吹田や豊中の過半数代表者には伝えているし、4地区代表が共同申し入れをし、学長名で珍しく回答があり、それに対して4地区過半数代表者が反論した。しかし、やはり、キャンパスが離れているので、他地区の過半数代表者が箕面キャンパスで働く人の意見をくみ上げることにはいたっていない。過半数代表者に対する説明会も開かれたが、大学の説明を繰り返すのみであった。

*箕面組合として、対象者とともに団体交渉を行う必要があります。

○ 4〇 労働契約法の特例に関する改正

非常勤講師、外国人の特任教員の雇用期間が5年から10年になった。それは一面ほっとすることではありました。4年目の後期授業にクーリングを入れてカリキュラムを組むという慌たしさから解放された、という意味です。

外国人の特任教員の中で、2014年3月31日以前に採用された方は、改正の対象となりません。

*職場に持ち込まれるギスギス感の根本を正さなければなりません。

TA、RAへの適用を反対したことは、成果がありました。

非常勤職員は、6年から5年になりましたが、特例の対象とならず、10年にはなりませんでした。

*非常勤職員が、期限の定めのない職員として働き続けることができるよう、組合の組織拡大をしながら、阪大組合と共闘していく必要があります。

○ 5〇 労働契約法を非常勤講師に適用する問題

非常勤講師の「労働」契約が5年から10年になっても、9年目の後期にはクーリングを考慮したカリキュラムを組むことをしなければなりません。

*これは、脱法行為であることを忘れてはいけません。なぜ、私たちはこんな法に反することをしなければならないのでしょうか？私達は問い続けなければなりません。

また、大阪大学の労働者ではない非常勤講師に対し、労働契約法を適用する矛盾を根本的に解決させる必要があります。関西圏大学非常勤講師組合と共闘していく必要があります。

以上も含め、2016年度、本来なら取り組むべき事項を確認しましょう。

2. 各種の取り組み

団交は出来ませんでした。過半数代表者選出など、通常取り組みは今年度も行ないました。また、総長選挙、安全保障関連法案成立、文系学部の改組に関する通達など、重要な政治問題について組合として意見書を提出するなどのリアクションを行ないました。下記の通りです。

○1 過半数代表者の選出

箕面地区の過半数代表者の期間は、1年間、10月末で終わります。毎年、10月の最初の教授会の週に「組合の委員長を過半数代表として選出する同意書」を組合執行部で職場をまわって集めます。7、8月に外国語学部事務から過半数代表者の選出方法についての確認があります。確認者の選出について、労働者側の推薦者と大学からの推薦者の数があうように人数が決められ、特に同意書の確認をするので、箕面キャンパスに縁のない職員を使用者側代表として選出するよう依頼します。労働者側は、吹田地区過半数代表者にお願いしました。そして、10月の同意書の確認をする日程や場所について打ち合わせをします。

今年度は、組合の考える母数（箕面キャンパスに研究室がある教員、デスクがある職員すべてを対象にしています。一時避難的に研究室を持つ人も含みません）は261人、過半数は131人。

私たちの考える事業場の範囲：

箕面キャンパスに研究室をもつ人間科学研究科教員、グローバルコラボレーションセンター教員、コミュニケーションデザインセンター教員、言語文化研究科言文専攻、言社専攻教員・職員・事務補佐員、外国語学部職員、事務補佐員、日本語日本文化教育センター教員、職員、事務補佐員、外国学図書館職員、事務補佐員、文書館設置準備室教員、職員、事務補佐員、学生部学生キャリア支援課職員、事務補佐員、国際交流オフィス学生交流推進課職員、事務補佐員、サイバーメディアセンター教員、情報推進部情報基盤課職員、事務補佐員、保健センター医師・看護師、事務補佐員

大学が考える母数（言文言社所属教職員、外国語学部所属職員、日日センター所属教員）192人、過半数は97人。

同意書数は 136 筆。10 月 22 日の確認時の同意書有効数は、136 人。(2015 年は 274 人、同意書数は 182 筆。2014 年は 274 人、同意書数は 167 筆。)

大学側が望むよう、過半数代表者の任期を 3 月末までとする考え方もありますが、統合後の今も、たとえ僅かであるにせよ、箕面と他のキャンパスを同時に労働環境とする教職員もおられますし、また当組合が考える「事業場」の概念を大学側に主張する場を設けるためにも、10 月末までの任期とする選出体制は今後も維持しましょう。

○ 2 意見書

過半数代表者には就業規則の改定に対する意見書を書く仕事があります。2014 年度総会の議案書で紹介された「意見書提出までのプロセス」を再掲しておくことにします。

人事課企画第一係長からメールが来る。ICHO のここに規程があると知らせる場合と pdf ファイルで規程を添付する場合がある。

説明会の開催を求める。日程調整。

説明会が開られない場合、組合の執行部や箕面地区の構成員に知らせて意見を聞く。

4 地区の過半数代表者の意見を聞く。

阪大組合の意見を聞く。

全大教のメーリングリストで他の大学ではどうか情報をえる。

顧問弁護士の意見を聞く。

組合の執行部や箕面地区の構成員に知らせて意見を聞く。

意見書をまとめる。

自分のはんこを押して、吹田キャンパスの学長宛（人事課企画第一係）に学内便で送る。

組合の web サイトにアップする。

過半数代表の意見書に対して「大学の考え」を送って来る。

それに対して反論する。顧問弁護士の意見を聞く。

大学は、意見書を受け取ってから、一応、理事らに報告し、改定した就業規則とともに労働基準監督署に提出します。意見書は添え物なので、それによって改定を取りやめることはありません。しかし、理事にも配られるし、半年間は ICHO に掲載されるので、そこに箕面地区の構成員の声を載せることが理想的です。過半数代表者と組合執行部が協力体制を築き、箕面の教職員の声を意見書に少しでも反映させられるよう、努力しましょう。

○ 3 36 協定（毎年、3月に過半数代表者と大学が協議）労使協定締結

大学が延長することができる時間は、1ヶ月 45 時間、1年で 360 時間ということで締結しました。

残業時間については、過半数代表者がいったん職場の労働者を訪ね、上記の条件で実際に可能か確認をし、そのうえで署名をします。過半数代表者をサポートする立場の組合は、36 協定締結時には、昼休みに時間を設けるなど、なんらかの形で職員と相談する機会を設ける必要があります。

また、労働時間を、現在のような自己申告ではなく、客観的に記録するシステムを整備するよう求め続ける必要があります。遅くまで灯りがついている事務室には、残業時間を自己申告できないまま働く職員がいるのではないのでしょうか？ 職員のサービス残業の実態について、組合はもっと真剣に目を光らせなければなりません。

○ 4 裁量労働制（2年に1度、3月に過半数代表者と大学が協議）の労使協定締結

週 20 時間以上の教育（授業の準備、授業、学生指導一般を含む）にたずさわる者は、裁量労働制の適用を受けることができません。「忙しい、忙しい」と言うだけではなく、自分の労働を見つめ直し、不必要な労働を削減するよう求めていくことを忘れてはいけません。

○ 5 2015 年度安全衛生委員会

箕面地区の過半数代表者は、1月頃に、労働者推薦の委員のリストを安全衛生委員会に出します。そのリストには、箕面地区の部局として、言語文化研究科、外国語学部、人間科学研究科、日本語日本文化教育センター、外国語学部図書館、保健センターという項目があげられ、そこから1人ずつ、推薦するこ

とになっています。

なお、阪大の労働安全衛生委員会は、箕面キャンパスに窓口をもつ全部局の構成員を事業場労働者として考えています。

→箕面事業所からの定員を削減するよう働きかけていました。結果については総会で確認のうえ、改めて報告いたします。

安全衛生管理部 handai-dash@docomo.ne.jp (内線 4023、4027)

労働環境改善という意味では、組合の活動と方向性がよく似ている安全衛生委員会とは、緊密な関係を築いておいたほうが得策です。月一度の委員会定例会議での報告を過半数メールや組合ニュースなどで紹介するとともに、大学も教授会などでするように求めましょう。

○ 6 キャンパス移転問題で意見徴収を実施

2016年1月21日に本部理事が箕面キャンパスを来訪し、教授会構成員を対象とした、箕面キャンパス移転に関する説明会を行ないました。それによると地下鉄北大阪急行線の延伸工事に伴い、新設される(仮称)新船場駅に隣接する地区に新たなキャンパスを作る構想があり、箕面市と協議のうえでの土地買収も含めた具体的交渉が進んでいることが分かりました。移転は5年後の2021年あたりを見込んでいて、現在の箕面キャンパスにある教育研究施設のすべてを基本的に移設する方針であることも明らかになりました。

これを受け、2016年2月にかけて、組合は箕面地区の教職員に幅広く意見を求めるメールを発信し、それを受けて複数の意見が寄せられました。

意見(1)

1月に箕面キャンパス移転の説明会が行われたと先の組合ニュースでお知らせいただきましたが、内容があまりに楽観的に見え、不安になりました。私は他のキャンパスに勤務していますので、箕面キャンパスの情報は、なかなか入ってきません。私の耳に届くその少ない情報から判断しても、少なくとも外国学図書館に関しては楽観視してはいけない状況にあると思います。

このままいけば、外国語学部の学生さんたちは予習復習する場所も確保できず、先生方の研究教育活動にも支障が出ることになるように思えて仕方ありま

せん。ぜひ、杉村先生（外国学図書館ご担当の附属図書館副館長です）に正確な情報を教えてもらってください。外国語学部の先生方に実情を分かってもらえる公の場を作ってください。そして、図書館について楽観視できない状況である現在、箕面キャンパスの他の部分に関しても、本当のところどうなっているのか、心配でなりません。質すことができるのはもう今しかないのではないかと不安で、本当に毎日心配です。先生方、本当にお忙しいとは存じますが、どうか、正確な最新情報を手に入れてください。お願いいたします。

意見（2）

1月に行われた「説明会」について参加者の範囲はどうだったのでしょうか。先生方だけでしょうか。事務や図書館の職員も参加することができたのでしょうか。院生さんや学部生さんたちはどうだったのでしょうか。そして、その内容はどのようなものだったのでしょうか。その「説明会」資料はニュースで公開していただけないのでしょうか。参加された方が少なかったのであれば、箕面キャンパスにおられるのに、資料すら見る事ができていない方が多くいらっしゃるかもしれません。「説明会」で公開された情報だけではなく、現時点での正しい情報をできるだけ多く手に入れていただきたいのです。

意見（3）

これまで、大型 e ラーニング系プロジェクトの「高度外国語教育全国配信システム」、「社会人を対象とした学士レベルの外国語教育プログラムの提供」に関わらせていただきました。このような立場から、以下のような新キャンパスの設備についての意見をお伝えしたいと思います。

「新キャンパスにも映像の撮影が可能なスタジオが必須」であると考えています。理由としましては、商業ベースに乗らないような言語の e ラーニング教材の開発は、今後も変わることなく、箕面キャンパスに求められ続けると考えられるためです。他の組織では無理とまでは申しませんが、日本におけるこのような役割は、箕面キャンパスが持ち続けるしかないでしょう。例えば、高度配信の e ラーニング教材ですが、そこでしか学べない言語の教材（ヨルバ語）や、他では比較的学びにくい言語の教材（ヒンディー語、スウェーデン語など多数）、他でも学べる言語でも非常に高品質な教材（日本語）など、計 20 言語の教材がそろっていますが、これほどの質と量のものは他にはほとんどありま

せん。また、新キャンパスにおいてスタジオがないと、現在とは異なり対応策がありません。現在は、B 棟スタジオが故障しても、図書館に大型のスタジオがあり、それらに不都合があっても、C 棟や D 棟の特に広い部屋を借りるという方法もあります。

しかしながら、新キャンパスは計画されたものしか存在しません。大型プロジェクトの予算程度では、部屋を増築したり、新棟を建てるのは無理でしょう。他のキャンパスでの撮影も不可能でしょう。本格的な教材開発の撮影は長時間かつ頻繁で、多人数（カメラマン、複数の役者、マイク担当、監督教員など）で行われ、毎回移動するなど到底不可能です。

以上は、個人的な意見と言うよりも、e ラーニングの開発に関わる多くの教員の一致した意見です。このような意見があると言うことを共有いただければ幸いです。必須なので、まさか計画から除外されるとは思いませんが、すぐに思いつく類似の必須と考える設備を列挙しておきます。

PC 教室×2 と CALL 教室×1： 現在授業で使用している設備で、なくなれば、その部分の授業を取りやめる必要があります。

サーバールーム×1： キャンパスにはさすがに一つはサーバやネットワーク機器の拠点部屋が必用です。なければ、情報設備を入れられません。

以上、三つの貴重なご意見をお寄せいただきましたが、大きく 3 つの問題点が提起されたものと言えます。1) 箕面市との共同での管理方式となる予定の図書館については、図書館員以外の皆さまからも様々な懸念が示されています。2) 実際に箕面地区で労働している教職員には十分な情報開示がなされないまま移転計画が次々に進展していることに、多くの教職員が危機感を覚えています。3) 現在、箕面キャンパスで使用しているとりわけ特殊機器等を使用した教育研究施設が移転後に確保されない場合、研究教育環境の著しい劣化を懸念する声があります。

組合としては、こうした教職員の皆さんの声を大学当局に少しでも届けることに努めると同時に、より正確で十分な情報収集にも努めていかねばならないと考えています。

○ 7 キャンパス移転問題で箕面図書館長との懇談会を実施

キャンパス移転問題について、特に外国学図書館が直面している様々な問題について懸念する声が数多く寄せられたことに基づき、問題の所在を全教職員と共有すべく、外国学図書館長にお願いし、2月16日に図書館長室にて懇談会を開催しました。

この会合は組合執行部が主催したものです。その目的・趣旨は、附属図書館の杉村副館長（外国学図書館担当）に、1月21日の移転説明会で大きな話題となった図書館に関する移転計画の現状をいろいろお話いただき、その情報を箕面キャンパス構成員が共有できるようにすることでした。

以下は、杉村副館長と事務職員の方からうかがった話を、いただいた資料を参考にまとめてまとめたものです。

最初にうかがったのは、キャンパス移転に際して図書館のこと（など）を決めている組織の構成についてです。まず、総長・役員会に直結した総括組織として、「箕面新キャンパス移転準備委員会」（委員長三成理事、副小林理事）〔以下「準備委員会」〕があります。その下に設けられているのが、1）「移転構想検討部会」（移転構想を受け持つ）、2）「施設整備検討部会」（箱モノの整備計画を受け持つ）、3）「管理運営検討委員会」（運営管理を受け持つ）という三つの部会。そして、「準備委員会」と三つの部会の間、「大学・（箕面）市連絡協議会」があります。これらの組織の一番上の位置にある「準備委員会」には杉村副館長は入っていません。同館長が参加するのは新キャンパスに関する抽象的議論を行う、1）「移転構想検討委員会」のみであり、この会議では図書館に関する具体的な要求は議題になりにくい、ということでした。

図書館問題が浮かび上がってきた経緯については、最初にこの問題が顕在化したのが（2015年の）総長選前の移転説明会の時でした。この時点では図書館に関し具体的な言及はありませんでした。次は、2015年7月に開催された図書館長・副館長会議で、前執行部の東島理事（当時の図書館長）から「新しい図書館を作ってください」という引き継ぎの言葉があったそうです。その後、外国学図書館は阪大独自の施設としては設置されず、箕面市が新キャンパスに隣接して建設する「複合施設」に入ることが判明し、さらに「複合施設」の中においても、独自に存続するのではなく、「複合施設」内に新設される箕面市立図書館の一部門として設置される約束であったことが判明したそうです。

「複合施設」（現在は「文化交流施設」と呼ばれている）というのは、箕面市が市民のための「公の施設」として建設する建物で、（図書館を含む）「複合施

設の位置づけ（10月8日付）」という見解が箕面市から示されています。

協議の当初は、大学附属図書館も箕面市に対して、現状をほぼ維持できるような新図書館の図面を提出しましたが、連絡協議会での3度にわたる審議を経て、大学図書館を建物の構造的にも市立図書館の中に組み込むという形で決着しました。これが、先月21日の説明会で三成理事が言われた「(外国学図書館を)組織としては残す」という言葉の意味です。

ただ、大学図書館を市立図書館の中に組み込むにしても、どのように組み込むか、まだ大学と箕面市の間で合意には至っておらず、現在の状況は「五里霧中」ということでした。管理運営体制に関しては、まだ協議が始まっていません。

図書館側の懸念として、まずそもそも新キャンパス（構想）に図書館の場所が無かった、ということがあります。計画にあったのはただ箕面市が市民のための「公の施設」として建設する「複合（文化交流）施設」に移設されるということのみで、それがいかなる形態の移設であるかは不明のままです。最終的に（と言うか最初から）、外国学図書館は形式上消滅し、現在名称未定の「箕面市立〇×図書館」の「一部門」として残ることになりました。さらにこの「市立」図書館は、指定管理者制度における全国初の試みとして、市が大学を管理者として指定する「複合（文化交流）施設」の一部となっている、つまり市側は、具体的には、現在の市立萱野南図書館と外国学図書館を合併（一体化）した市立図書館を作る考えなのです。ここに大きな問題点が存在します。

外国学図書館は現在と同じような教学研究環境で使用できる案（個別の図書館が併存する形態）を提出しましたが、箕面市側はあくまでも住民の平等な利用の確保を主張（指定管理者制度の下においては、これはこれで正論でしょう）しており、外国学図書館が最低限の教学研究環境の確保を目的として提案している入館ゲートと複数業務のための分離型カウンターの設置すら認めようとしていません。連絡協議会において、個別図書館案とカウンター分離案は否決され、現在まだ未定なのは、「大学図書館」部分の入館ゲートを設置するか否かのみです。他にも、箕面市案では、大学図書館職員のスペシャリストとしての立場や業務の内容が大きく変化し、これまでとは質の異なる業務が大幅に増えることは容易に想像でき、職員の方たちは不安を募らせています。

さらには、書庫の管理の問題、収納量確保の問題、AVライブラリの問題など大学図書館として必要不可欠な機能が指定管理者制度の中で果たして保持でき

るのかといったことも決して小さな問題ではありません。

外国学図書館はこれまで機会のあるごとに大学図書館としての役割の重要性とそれが損なわれることに対する懸念について発言・説明をしてきました。そのことは、去る1月26日に行われた総長ヒアリングの席上で、総合図書館担当の高橋副館長が箕面キャンパス移転に関わる問題点について大学当局に、大学附属図書館を代表して以下のように発言されたことから理解できると思われま

《箕面キャンパス移転後の外国学図書館のあり方については、このままでは大学図書館としての教育研究機能や学習支援機能を十分に果たせるものとは到底思われず、将来に禍根を残すものと懸念しているところです。新しい箕面キャンパスで学ぶ学生たちに対し、ここが君たちの学修を支援する大学図書館だと胸を張って言えるような図書館にぜひともしていただきたい、今一度再検討くださるようお願いいたします。》

以上のように、現在の移転計画が図書館に与えている影響は深刻で複雑です。そしてその根本的な原因は、そもそも前執行部が「大学（施設の中に）図書館は作らない」という箕面市の方針を受け入れてしまったことにあると思われま

す。（移転計画）覚書の中にある図書館の位置づけはどうなっていたのでしょうか。さらに、キャンパス移転の基本構想に、豊中・吹田・箕面の3つのキャンパスの大学施設としての質を平等に保証する前提はあるのでしょうか？

杉村副館長の言葉の中で特に印象的であったことを最後に書きます。

「当たり前ですが、大学図書館はあくまでも大学に付属する施設です。ですので、附属図書館がどのようなものであるべきかを決め、形作るのは、図書館ではなく、学部であり、研究科です。」

これは図書館だけの問題では決してありません。現在はごく当たり前のよう

に確保されている箕面キャンパスにおける大学図書館としての機能をもう一度確認し、それを新しい環境で同じように保持できるように構成員がしっかりと意見を出さなくてはならないのです。

◎ 補足情報：移転問題について大学側が2度目の説明会を実施

2016年3月3日、外国語学部教授会終了後、箕面地区の教授会構成教員を対象とした、キャンパス移転に関する2回目の説明会が行なわれました。報告者は東外国語学部長。説明に当たって2種類の資料が配布されました。

★移転構想案：阪大の移転構想検討部会による現案。

★阪大船場計画：研究棟の現時点での構想を示す図面。

上記の「構想案」は下記4項目。

- 1) 研究教育上の理念・使命を実現するキャンパス
- 2) 阪大の国際化を主導する世界に開かれたキャンパス
- 3) 世界と市民を結ぶキャンパス
- 4) 地球と人に優しい未来志向のキャンパス

この日の説明会では、箕面市側と阪大側が来る4月での最終合意を目指して鋭意交渉中であるとの前置きがあった上で、大きく以下の二点に関する報告がありました。

1：研究棟の延べ床面積

研究棟の延べ床面積は当初案の26,000㎡を24,000㎡に縮小した。学生数など現在の箕面キャンパスにおける研究教育に関わる人員に基づいて文科省の定める設置基準に照らして再確認したもの。この面積を下回る予定はなく、今後予算が高騰した場合も阪大が不足分を保証する。なお、計画図面では12階建ての北棟と7階建ての南棟を結ぶ段差構造ビルディングとなっている。

2：学生の自習スペースの確保

図書館が市側と相乗りになることに伴い、学生用の自習スペースを研究棟にも確保する構想がある。

学部長の説明尾を受け、フロアからの2つの質問がありました。

質問1：新図書館の名称は？ 新図書館は1つか2つか？

回答：名称は今後の協議次第である。新図書館は市側の10万冊と阪大側の60万冊をどちらも置く図書館になる。具体的には市側が提供する施設に阪大側の図書館が蔵書を置くという格好か。外国語学部の教員学生の支障にならない範囲で、阪大の蔵書も市民に提供する。

質問2：今後のスケジュールは？

回答：4月に正式合意を目指している。それまでに阪大側は役員会、市側は議会の承認が要るとのことだ。設計等は別途詰めていく。何か動きがあり次第報告する。

この後、3月中旬には、市側と阪大による移転計画の正式合意がマスコミ発表され、移転問題は社会的な「周知の事実」となって現在に至ります。大学側か

らは、建設案や図書館問題に関する正確かつ十分な情報が開示されることは減多になく、組合としては「知らない間にことが進んでいた」という状況に至らないよう、今後とも移転問題の進捗状況を大学側に問いただし、適宜修正を要求していく必要があると考えています。

3. レクリエーション：仲間と交流する

(1) 秋のレクリエーション

2015年11月8日、生野にあるコリアタウンで開催されるコリアタウン祭の見学を兼ねたランチ会を開催しました。外国人教員2名を含む7名の参加がありました。

4. 組合員拡大：仲間を増やす

今年度は他部局へ移籍していた2名の方が退会したものの、新たな加入はありませんでした。

国立大の教職員組合は軒並みそうですが、本組合も組合員数は減り続けています。組合員退職者に比して、新規加入者が増えず苦慮しています。定年退職者が集中したり、任期雇用の組合員が退職したりしていることも原因ですが、新採用者が若年または任期付き雇用の場合が多く、収入に余裕がなく、生活が不安定なために、組合に加入することに抵抗感があるように見受けられます。組合費に関する検討など、1名でも加入者ができるように、引き続き改善の努力をしていきます。もちろん、任期付き雇用等、弱い立場にある教職員の雇用条件改善の取り組みを充実させるなど、新規採用者が組合加入の意義を強く感じることでできる活動をしていく必要があります。同時に、希薄になりやすい職場での働く者同士のつながりをより充実させるために、組合員同士の交流を今後も企画していきます。

第一号議案 来年度の活動予定

(1) 団体交渉

2015年度から2016年度執行部への団体交渉の申し送り

(2013年度から2014年度執行部への団体交渉の申し送りのママ)

団体交渉の項目
①大阪大学は、団体交渉に学長が出席すること。
②大阪大学は、2016年（平成28年度）以降も「当分の間」を維持し、退職金減額をしないこと。旧外大教員に保証された65才定年時の退職金を満額支払うこと。
③大阪大学は、退職金減額措置を即刻やめること。
④大阪大学は、外国人特任教員の帰国旅費を支払うこと
⑤大阪大学は、就業規則上の労働者ではない非常勤講師に対する改正労働契約法適用を停止すること。非常勤職員が安心して教育に集中できるようにすること。半年のクーリングを入れることで、脱法行為を私達にさせないこと。
⑥大阪大学は、改正労働契約法の主旨を正しく理解し、非常勤職員を5年で雇止めすることをやめること。
⑦大阪大学は、週40時間働くのが困難な非常勤職員の存在を認め、特例職員の採用制度について不備を改めること。
⑧大阪大学は、非常勤職員の交通費を賃金とは別に支払うこと。
⑨大阪大学は、駐車場を無料化すること。 ・毎年収支とその内訳について提出させる必要があります。
⑩大阪大学は、55才で昇給停止をやめること。64才、65才時の賃金を第二期中期計画後も引き下げてはならない。
⑪大阪大学は、小野原の外国人教員宿舎の備品について最大限の配慮すること。 ・外国人の先生に今年度の修繕の結果を聞いた上で、新たな要求を整理する必要があります。
⑫大阪大学は、箕面キャンパスで授業を行う全教員に対して箕面キャンパスに関する全情報を伝達すること。 ・組合としても、言文研究科と日日センター以外に所属している教職員が抱える問題を明らかにする必要があります。
⑬大阪大学は産前休暇について見直しを行なうこと。

⑭大阪大学は、箕面キャンパスの学生や教職員が保健センターで健康診断や予防注射などの医療サービスを受けられるようにすること。
⑮大阪大学は、連絡バスを授業時間を考慮して、増便すること。
⑯大阪大学は箕面地区においても豊中地区および吹田地区と同様に放射線量の測定をすること。
⑰大阪大学は、教授会自治を尊重すること。
⑱大阪大学は、学問の自由を尊重すること。

(2) 取り組み方

① 組合員を増やし、活動をパワーアップする。

- ・組合ニュースなどの情報発信機会を増やす。

★具体案：ニュースはできるだけ月1での発表を目指す。臨時速報も適宜。

- ・組合加入への呼びかけを行なう。

★具体案：過半数代表者選出時、また随時（隔月等）フライヤを配布する。

- ・各種レクリエーションなどの楽しい行事を充実させる。

★具体案：秋の日帰り旅行・新年会・歓送会は最低でも実現させる。

② 大学の労働環境・労働条件の改善のために努力する。そのために阪大組合や他キャンパスの過半数代表者らと共同し、団体交渉を行なう。

- ・産前休暇の見直し、非常勤職員の交通費支給、55歳の昇給停止廃止を訴える。
- ・総長・部局長の選出や3学期制の導入など、民主主義を無視する大学運営を見直すよう要求する。

③ 箕面キャンパスの移転問題について、箕面キャンパス構成員の意見をよく聞き尊重するよう、大学に強く働きかけていく。

★具体案：外国語学部、言語文化研究科等からの情報収集・共有に努める。

④ 上記①～③を実現するため、執行部の活動を円滑に行える体制を作る。

★具体案：委員長か書記長が月1（教授会日が最適か）で必ず「作業確認」を行ない、書記長はそれを必ず記録に残し、必要な場合はニュースにも流す。

第二号議案 来年度の予算案と今年度の決算報告書

紙媒体で配布します。